

平成27年 第20回
教育委員会臨時会会議録

平成27年11月24日（火）
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2435号

平成27年第20回臨時会

日時 平成27年11月24日（火） 午前9時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長	澤 孝一郎
委員長職務代理者	小 島 洋 祐
委 員	綱 川 智 久
委 員	永 山 幸 江
教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」

次 長	益 口 清 美
庶務課長兼教育政策担当課長	佐 藤 雅 志
学 務 課 長	新 井 樹 夫
学校施設担当課長	奥 津 英一郎
生涯学習推進課長	山 田 吉 和
図書・文化財課長	前 田 憲 一
指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長	小野口 敬 一
庶務課庶務係	齊 藤 和 彦

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 1 第2429号 第15回臨時会（平成27年8月21日開催）
- 2 第2430号 第9回定例会（平成27年9月8日開催）

日程第2 審議事項

- 1 議案第77号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第78号 赤坂中学校等施設整備スケジュールの変更について（案）

日程第3 教育長報告事項

- 1 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について
- 2 学校選択希望制集計結果について
- 3 港区指定無形文化財の指定解除並びに保持者の認定解除について
- 4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を踏まえた港区教育委員会の取組の概要

について

- 5 生涯学習推進課の12月事業予定について
- 6 図書館・郷土資料館の12月行事予定について
- 7 12月指導室事業予定について

「開 会」

○澤委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成２７年第２０回港区教育委員会臨時会を開会いたします。
(午前９時００分)

時間の過ぎるのは早いもので、今年も残り一月余りとなりました。周年行事については、三光幼稚園と白金小学校が残っておりますが、既に２校と２園はおかげさまで順調に執り行うことができました。

地元の話で恐縮ですが、この度、赤坂小学校ＰＴＡが文部科学大臣から表彰されました。地元の関係者はとても喜んでいます。受賞にあたっては、生涯学習推進課からサポートをいろいろいただいたと聞いております。ありがとうございました。

「会議録署名委員」

○澤委員長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、永山委員にお願いします。

第１ 会議録の承認

１ 第２４２９号 第１５回臨時会（平成２７年８月２１日開催）

２ 第２４３０号 第９回定例会（平成２７年９月８日開催）

○澤委員長 日程第１、会議録の承認に入ります。

平成２７年８月２１日開催の第２４２９号第１５回臨時会、平成２７年９月８日開催の第２４３０号第９回定例会の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、承認することに決定いたしました。

第２ 審議事項

１ 議案第７７号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○澤委員長 日程第２、審議事項に入ります。

議案第７７号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、議案第７７号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

特別区人事委員会が去る１０月１３日に行った職員の給与に関する報告及び勧告について、特別区職員労働組合連合会との交渉の結果、１１月１９日に勧告どおりの内容で妥結したことを受け、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正することとなりましたので、上程いたします。

議案資料ナンバー１をご覧ください。資料の構成は、条例の案文と別表の給料表、新旧対照表、

改正の説明資料となっています。

25ページの改正の説明資料をご覧くださいと、このたびの改正内容は4点となります。

2 改正内容です。

(1) 公民格差を解消するために、条例第6条に基づく別表第一にある給料表を0.3%引上げることとします。改定は、平成27年4月1日に遡って適用します。

(2) 国や他の地方公共団体、民間の支給状況等を踏まえ、扶養手当を月額1人につき500円引上げて、6,000円とします。こちらにつきましても改定は、平成27年4月1日に遡って適用します。

(3) 平成27年度の勤勉手当の支給月数については、民間企業における特別給の支給状況を勘案して、0.1月引上げることとします。この引上げ分は、勤勉手当に割り振るということです。なお、勤勉手当は、6月と12月に分けて支給しています。今年度の勤勉手当につきましては、6月分の支給を既に終えていますので、引上げ分の0.1月は全て12月支給の勤勉手当に割り振ることとします。施行期日は、改正条例の公布の日です。

(4) 平成28年度の勤勉手当につきましては、0.05月ずつ6月と12月に割り振ります。施行期日は、平成28年4月1日です。

簡単ですが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 平成28年度は、0.05月ずつ勤勉手当を6月と12月に振り分けるということですが、来年度の給与の0.05月ですか。給与の号給が上がりますよね。

○庶務課長 ご指摘どおり、支給当年度の計算の基礎となる給料表での手当額になります。

○綱川委員 ベースアップしていたら、計算の基礎はそちらになるわけですね。

○庶務課長 そのとおりです。ベースアップがあれば、それをもとに計算します。

○小島委員 関連ですが、平成28年度の勤勉手当の支給月数の改正を行うと書いてあります。平成29年度もこれでもう決定しているのですか。それとも毎年このように改正されるものなのですか。

○庶務課長 幼稚園教育職員の給与に関しては、全て特別区人事委員会からの勧告があります。例えば給与が上がらない場合も上がらない内容の勧告がこれまでも出ていますので、今回はあくまでも平成27年度の給与改定ということです。来年度も人事委員会勧告があると思われます。

○小島委員 はい、わかりました。

○澤委員長 既に説明をもらっていることですが、ここ2年ぐらいは給与が上がっているのですか。

○庶務課長 昨年度は本当に久しぶりの引上げとなりまして、今回2年連続の引上げは、平成3年以来ということです。

○澤委員長 先日、中国・武漢市で修士の1年生を対象に講義をしました。修士生との懇談の中で卒業生の給料が二十何万円と聞きびっくりしました。中国の給料は毎年どんどん上がっているそうです。日本の場合はどうかと聞かれたので、日本は20年間上がっていないので君たちはいいねと

答えたら、アパートメントの家賃がどんどん上がっているの、生活そのものはよくなっていないと言っていました。経済的に発展している中国と、低成長時代に入った今の日本との差を感じました。

日頃、幼稚園の先生だけではなくて、小・中学校の先生方にも一生懸命やっただいていて、少しでも上がるのはよいことだと思います。

○小島委員 二十何万円という給与額だと、物価的にはとてもよいのではないかと思います。

○澤委員長 いいえ、大都市では、スターバックスのコーヒー代は東京よりも高いのです。

○小島委員 そうですか。ずっと安いと思ったのですが。

○澤委員長 元がすごく上がってきています。5年前は1元が10円だったのですが、今は20円近くになっています。20円で換算すると修士卒の給料は日本と同じような額になるのです。

○小島委員 なるほど。

○澤委員長 それでは、採決に入ります。

議案第77号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第77号につきまして、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第78号 赤坂中学校等施設整備スケジュールの変更について(案)

○澤委員長 次に、議案第78号「赤坂中学校等施設整備スケジュールの変更について(案)」説明をお願いします。

○学校施設担当課長 それでは、議案第78号「赤坂中学校等施設整備スケジュールの変更について(案)」ご説明いたします。

資料ナンバー2をご覧ください。

1 整備スケジュールです。

表の上段は変更前、下段の赤い矢印が変更後を示しています。平成27年度仮設校舎検討及び平成28年度の基本設計以降、スケジュールがそれぞれ6カ月延びています。

2 経緯です。

本年度は基本構想・基本計画を策定しています。また、改築工事中の仮設校舎については、区と保護者や地域の方々による検討会を設置し、計画策定と並行して検討を進めています。仮設校舎については、平成28年10月上旬の新入学予定者に対する学校選択希望制の通知の際には、全児童や保護者に周知する必要がありますが、仮設校舎の配置については引き続き協議をしている状況です。

3 変更の理由です。

仮設校舎の配置については、引き続き検討会において慎重な検討が必要であることから、学校選択希望制の通知をする平成28年9月までに決定することとします。

4 変更による影響とその対応です。

赤坂小学校の平成33年度以降に不足が見込まれる教室数については、赤坂中学校改築において校舎内に整備することとしています。整備スケジュールの変更に伴い、さらに不足が見込まれる3普通教室については、赤坂小学校1階のピロティー等を有効活用して確保します。また、仮設校舎の配置は、基本設計における重要な前提条件であるため、決定後速やかに着手することとします。

甚だ簡単ですが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただけますようお願いいたします。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

仮設校舎の配置に対する地元からの要望で、計画が延びるのはやむを得ないのかなとは思いますが、同時に小学校へも影響を及ぼすわけですね。小学校のピロティーは大して広くはないですね。

○学校施設担当課長 入り口部分のピロティーには、現在遊具が置いてあります。1階の事務室と主事室と休憩室、放課GO→あかさかをピロティーに移設し、その空きスペースに普通教室を確保することが可能です。

○澤委員長 早く中学校の改築を決定してもらうことが、地元の皆さんにとってもよいことなのですが。

○綱川委員 旧赤坂小学校のところに国際医療福祉大学が移転してくることが決まっている割には、全然動きがないという感覚があります。例えば、この中学校の仮設校舎に使えるばいいのにと考えてしまいますが、その辺で検討材料はないのでしょうか。

○学校施設担当課長 打診はしてみましたが、やはりそちらのスケジュールが決まっているということですので、使えないと聞いています。

○澤委員長 今、綱川委員が言われるように、赤坂四丁目用地（旧赤坂小学校）を仮設校舎に使えるば、理想的とは思えますが。

○綱川委員 移転の計画が遅れているということなのですね。

○澤委員長 それでは、採決に入ります。

議案第78号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○澤委員長 それでは、議案第78号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

第3 教育長報告事項

1 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について

○澤委員長 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。

「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について」ご説明いたします。

資料ナンバー1です。先ほどご決定いただきました条例改正に関連して、勤勉手当に関する規則の一部改正が今後必要となつてまいります。

先ほどの港区幼稚園教育職員の給料に関する条例の一部改正につきましては、平成27年第4回港区議会定例会に議案として提出する予定となっていて、議決された場合は、この規則を教育委員会で速やかにご審議の上、ご決定していただく必要がございます。本日は、その概要について、あらかじめご説明させていただきます。

この規則では、第4条で支給の割合を規定しています。このたびの勧告に伴う勤勉手当の引上げ0.1月分については、平成27年度では12月の勤勉手当に割り振るということです。平成28年度については、6月と12月の支給分に0.05月ずつ割り振るということです。規則についても、支給の月数を改正するものです。

改正の時期は、平成27年度適用分については、条例の一部を改正する条例が区議会で議決された後、速やかに改正をする予定です。なお、平成28年度適用分については、その後、年度内に改めて教育委員会でご審議の上ご決定いただき、改正を予定しています。

施行期日は、平成27年度適用分については公布の日、平成28年度適用分については平成28年4月1日を予定しています。

説明は、以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 先ほどの説明と大体同じですね。

○澤委員長 そうですね。勤勉手当0.1月の引上げ分を今年度はもう夏季手当が支給されているので、年末手当に上乗せする。ただ、平成28年度になれば夏季手当と年末手当の2つに分けて支給するということですね。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

2 学校選択希望制集計結果について

○澤委員長 次に、「学校選択希望制集計結果について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「学校選択希望制集計結果について」ご報告させていただきます。

前回の当委員会で、中間の集計状況についてご報告したところですが、結果を取りまとめたので、改めてご報告させていただきます。

集計結果につきましては、11月20日金曜日、学務課や学校での掲示やホームページで公表しています。

資料ナンバー2の2～3ページにあります集計表をご覧くださいとわかりやすいと思います。

小学校では、昨年度と同様に御成門、芝、御田、本村、東町小学校の5校が、そして新たに高輪台、白金の丘小学校の2校、計7校が抽選実施校となっています。

中学校では、昨年に続き三田、高松中学校の2校が抽選実施校となっています。

小学校の集計表をご覧ください。上から2番目の芝小学校は、通学区域内の入学予定者数が、49名です。通学区域外からの希望者数が66名。兄・姉がいる場合については優先枠としています

ので、芝小学校では3名が抽選より優先されることになります。計115名が入学予定者となります。

芝小学校については、過去の入学率等の状況から、受け入れ上限数を超えると判断して抽選を実施します。同様に、御成門、御田、高輪台、白金の丘、本村、東町小学校については抽選を実施しますが、それ以外については受け入れ上限数を超えないと判断して、抽選の対象外とさせていただきます。

中学校についても同様です。

なお、港陽小学校のところを見ていただきますと、通学区域外からの希望者数（b）が4名とありますが、内訳としては、御成門小学校通学区域からが2名です。芝小学校通学区域からが1名、港南小学校通学区域からが1名、いずれも隣接からの希望です。

抽選対象の方には、公表と同時に個別に通知をしています。抽選は12月1日、区役所9階の大会議室において、中学校は午前10時から、小学校は午後1時30分から公開で実施します。最終的には、1月に各ご家庭に就学通知を発送し、正式に入学決定となります。

説明は、以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 芝小学校では、通学区域内より通学区域外からの希望者が多いようですが、何かあるのでしょうか。何か把握していますか。

○学務課長 通学区域外からの希望者合計66名のうち、約79%52名が芝浦小学校通学区域からの希望者です。地理的に近いということが理由と考えます。

○綱川委員 理解しました。ありがとうございます。

○小島委員 芝浦小学校通学区域内から52名が芝小学校に希望を出したということですが、芝浦小学校188名の中には、芝小学校に希望を出した52名は含まれていないということですか。

○学務課長 入ってございません。

○澤委員長 小島委員の質問と若干関連しますが、東町小学校の場合は通学区域内から76名ですね。小学校の場合、入学率は8割ぐらいですか。

○学務課長 区立小学校に入学する割合は、平均で7～8割程度です。

○澤委員長 東町小学校の場合は、受け入れ上限数が65名ですね。もし、通学区域内入学予定者の割合が増えたら、それでもういっぱいになりますね。

○綱川委員 あと兄弟優先枠もありますから。

○澤委員長 ということは、教育委員会として基本的に問題なのではないかなと。要するに、教室が足りないとかそういう問題になるのではありませんか。

○学務課長 教室につきましては、来年度から4教室増やす予定です。ただし、今後も増やしていく必要があると考えています。

○澤委員長 東町小学校にこれだけ大勢の方が通学を希望するような状況になったということは、国際学級が区民からのニーズに応えられるような対応ができたということなのでしょうね。

○**綱川委員** ただ見方として、国際学級があることにより学校選択を希望する方が多いとか、今まで地域外の学校へ通学していた児童が来るようになったと私は見えています。外国人児童と一緒に勉強するのを見ていると、少人数の児童が取り出しで教育を受けていて、将来的にそれは保護者が思い描く学校教育とギャップが出てくる可能性があるように思います。人气的な部分は落ち着いてくるとも思います。指導室の意見を聞かないとわからないですが、一時的なブームで増えているのではないかと思える節があります。

○**小島委員** 東町小学校では、区域外への希望者がとても多かったのですが、それが回帰してきているということですね。

○**指導室長** 国際学級が東町小学校に設置されたことによって、東町小学校としての国際理解教育という視点で非常に充実したものになっています。それに対する評価を得られているということから、通学区域外からの希望者が増えるとともに、また通学区域内に居住地を移す方が増えてきていると考えています。昨年度、研究発表を終えて一定の成果を出せたことで、今後どのように学校運営をすすめていくのか学校と相談しながら考えていきたいと考えています。

○**澤委員長** 先ほど綱川委員から芝小学校の件について質問がありましたが、小島委員と私は、芝小学校の児童数が100人程度という状況の時に教育委員になりました。学区域内から半数も入学して来ない状況でしたが、やがて外部から評価されて帰国子女が増え、学区域内の児童も増えて、今は入学率が70～80%です。指導室長が言われたように東町小学校も国際理解教育の推進が評価されて、規模が大きくなったということですね。

ただ、綱川委員が言われるように、本当に期待どおりの教育内容であるのかについては懸念したわけですが、指導室長の報告では、きちんと区民のニーズに応える方向で学校経営されているので、現時点でこれだけの希望者数が出ているのだと思います。いずれにしても、今、学務課長や学校施設担当課長が言われたように、教室を増やすことをきちんと対応していかなければと思います。

○**永山委員** 現在この集計表が各学校に張り出されていて、これを見た方から「受け入れ上限数という意味がわかりづらい」という意見が出ています。誰が見てもわかりやすく書いていただけたらと思います。受け入れ上限数の意味をはっきり示していただけるとよいと思います。

○**学務課長** もう少し工夫してわかりやすくさせていただきます。

○**澤委員長** そうですね。永山委員が言われるように、実際にこれに該当する方から見てわかりやすい説明を加えていただければと思います。

○**小島委員** 白金の丘小学校の通学区域外からの希望者が多くなり、抽選になったということは地元にとっては大変うれしいことです。22名希望者が出たというのですばらしいと思いますが、何が原因なのでしょう。

○**指導室長** まずは、新しい学校施設であるという期待と小学校就学前の保護者や子どもたちからの小・中学校職員に対する期待があるということが挙げられると思います。これから一貫校として教育内容を充実させていきますので、学校行事など一つ一つを校長の経営方針のもとでどういう考え方で一貫教育を進めていくのか、広く周知して教育内容を公開していくことが必要と考えます。

施設的な部分での魅力はあるとは思いますが、やはり内容面で充実させていきたいと思っています。

○小島委員 建物がすばらしいので希望者が多いということもありますが、指導室長が言うように施設面だけではなく中身をもっと充実しなければ、人気は長続きしないでしょうね。

○綱川委員 過去にも、新校舎になったので通学区域外からの希望者が増えて抽選になりましたが、数年経ったら驚くような少ない数値になってしまったことがありました。ここは学校に頑張っただいて、中学校は特に高校受験が目の前にありますから、保護者はその辺をやはり見ていくでしょうし、小学校と中学校では選び方が違います。

○小島委員 白金の丘中学校ですが、通学区域外からの希望者が26名とは、今まででは考えられなかったですね。うれしいです。これからも教育内容の充実、学力の定着をさらに図っていかなくてはいけないという感想を持ちました。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

3 港区指定無形文化財の指定解除並びに保持者の認定解除について

○澤委員長 次に、「港区指定無形文化財の指定解除並びに保持者の認定解除について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 「港区指定無形文化財の指定解除並びに保持者の認定解除について」資料ナンバー3を使いましてご説明させていただきます。

港区指定無形文化財（工芸技術）、木工芸（箏製作）保持者の山中敏男様が本年8月9日に死亡したため、港区指定無形文化財保持者の認定を解除するとともに、港区指定無形文化財（工芸技術）、木工芸（箏製作）の指定を解除いたします。

山中敏男様の港区指定無形文化財の指定並びに保持者の認定に至る経緯ですが、明治期創業の野村楽器店を昭和30年に引き継ぎ、箏製作に従事されてきました。

山中敏男様が製作された箏は、各区立小・中学校や郷土資料館等でも購入しまして、学校及び郷土資料館に現在もございます。

今後の予定ですが、本日の教育委員会に報告後、11月25日告示の予定です。

裏面には、参考として、文化財保護条例第21条第6項について記載しています。

この規定に基づき、保持者が死亡したときは、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとするということから、山中敏男様の認定解除は、死亡した8月9日となります。また、保持者のすべてが死亡したときは港区指定無形文化財の指定は解除されたものとするということから、木工芸（箏製作）の指定は解除されるものです。

現在、港区指定無形文化財（工芸技術）としては「指物制作」の丹羽孝太郎様、「江戸表具」の鈴木正一様、伊藤良雄様、湯山富士雄様、「三味線製作」の伊東良継様がいらっしゃいます。指定無形文化財を保持しておられる方は、現在5名です。

なお、今回、死亡がわかった経過ですが、平成27年度奨励金の申請書を7月に発送したところ、

9月30日にご親族から8月9日に死亡された旨の連絡があり、その後、解除の申請手続等を行い本日の報告となったものです。

簡単ですが、以上ご報告させていただきます。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 わかる範囲で結構ですが、港区で箏の製作をされている方は他にいらっしゃいますか。

○図書・文化財課長 山中敏男様は全部一体でつくっていました。そこまでやられている方が港区内に在住していることは確認できていません。

○小島委員 わかりました。

○澤委員長 山中敏男様は、野村楽器店を昭和30年に引き継いで箏製作に従事されてきたようですが、亡くなるまで野村楽器店という名称で箏をつくられていたのですか。

○図書・文化財課長 郷土資料館で箏を購入した時は、野村楽器店から購入となっています。箏製作については、後継者がいないとお聞きしています。

○教育長 奨励金の申請手続で亡くなられたことがわかったということですが、奨励金の申請書をお送りする時に、例えば、現況に変更がある場合にはご連絡くださいなどの文言は入っているのですか。

○図書・文化財課長 そこまでは入っていなかったようです。

○教育長 入れたほうがよいと思います。つまり、亡くなっているのに手続を仮にしてしまうことがないとも限りません。万が一、何年にもわたって支給するようなことがないように連絡をいただけるように工夫して文言を入れてください。

○小島委員 文言が難しいですね。

○図書・文化財課長 今回は7月に発送していますので、死亡の前に届いていましたが連絡が遅れたということですので、申請書にその旨をきちんと記載を入れたいと思います。

○澤委員長 表現は気をつけたほうがよいですね。

○教育長 区外へ転出する場合もあるわけですから、変更事項があれば連絡をもらいたいという文言にしたらよいのではないですか。

○図書・文化財課長 現在の5名の方へは、失礼のないよう丁寧な対応を心がけてまいります。

○澤委員長 ご遺族の方にとっては、そういうことをしなければいけないという感覚が余りないですね。他にもいろいろな手続がありますから、それを入れていただいたほうが助かります。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

○澤委員長 それでは、議事の運営上、ここで委員会を休憩させていただきます。

再開は10時30分の予定です。よろしくお願いします。

(休憩)

○澤委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を踏まえた港区教育委員会の取組の概要について

○澤委員長 次に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を踏まえた港区教育委員会の取組の概要について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を踏まえた港区教育委員会の取組の概要について」ご報告いたします。

まず、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が成立し、平成28年4月1日から施行される運びとなりました。この法律は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別を解消することを目指しているものです。

資料ナンバー4をご覧ください。

左下の四角囲みに職員対応要綱の策定とあります。この法の第10条では、地方公共団体の機関は、職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう規定しています。また、教育委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱を定めて、障害者差別の解消に率先して取り組み、幼稚園教育職員、小・中学校の教職員等、一人一人の取組を確実なものとしていくものです。

区長部局も同様に要綱を定め、教育委員会事務局を含む職員を対象とした取組を行うこととなっています。

要綱の策定に当たっては、「港区教育委員会障害者差別解消検討委員会」を立ち上げ、現在その検討を行っているところです。

2枚目は、策定スケジュールです。

11月20日（金）に第1回障害者差別解消検討委員会を開会いたしました。その後、12月1日（火）に第2回障害者差別解消検討委員会を開催いたしまして、12月下旬からパブリックコメントを募集し、いただいた意見を整理して、さらに第3回障害者差別解消検討委員会に諮った後、教育委員会でご審議いただく予定です。法律の施行に合わせて、港区立学校等における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱を施行します。

なお、検討委員会は、現在その要綱の策定に向けて検討しているところですが、3枚目に検討委員会のメンバーを表記しています。委員長は益口教育次長、副委員長は指導室長の私、委員には事務局の各課長、幼稚園・小・中学校の園長・校長として検討を進めているところです。

検討委員会のスケジュールは、記載のとおりです。

簡単ですが、説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 1枚目の資料と2枚目のスケジュールの表ですが、1枚目の資料の策定スケジュールでは、本日の臨時会で報告し、12月7日に庁議で報告、最終的には、2月下旬の教育委員会臨時会で審議して、3月4日の庁議に報告となっています。

ところが、2枚目の策定スケジュールを見ますと、庁議が審議機関であるように解釈できるので

すがこれは違いますよね。

○指導室長 2枚目の策定スケジュールですが、黄色い枠の12月7日と3月4日の庁議では、区
の要綱(案)は庁議で審議して、教育委員会の要綱は対応要綱のご報告をすることになっています。
したがって、水色の枠の2月下旬の教育委員会臨時会で審議を行います。審議と記載しなければ
いけなかったかと思います。

○澤委員長 対応要綱は、区長部局と教育委員会は同じものをつくるということですか。

○指導室長 説明が足りなくてすみません。別のものをつくります。

○澤委員長 教育委員会では教職員等における対応要綱を、区長部局では区の職員における対応要
綱を策定するということですね。

○指導室長 港区障害者差別解消推進会議という別の会議体が開かれておりまして、教育委員会以
外の区長部局の職員に対する要綱の設定をすすめています。

○綱川委員 この黄色い枠の上と下は同じように素案と書いてありますが、別物ですね。

○指導室長 はい。大変失礼しました。もう少し丁寧に書くべきところですが、区職員に対する対
応要綱の素案と教育委員会が策定する対応要綱の素案は別のものです。

○教育次長 本来であれば本日の教育委員会に素案を出すべきでした。しかしながら、素案がまだ
お出しできない状況であるため、スケジュールでは、教育委員会に素案を諮らずに庁議に素案を出
し、パブリックコメントを募集するスケジュールになってしまいました。申し訳ございません。い
ま一度調整させていただき、ご連絡させていただきたいと思います。

○澤委員長 わかりました。よろしくお願いします。

○小島委員 資料の1枚目の職員対応要綱の構成のところで、最も大事なのが「不当な差別的取扱
いの禁止」と「合理的配慮の提供」ということですが、点線の枠の中に留意事項を示しています。
ここをもう少し説明してもらわないと、一体何をつくろうとしているのかが分かりにくい。「不
当な差別的取扱いの基本的な考え方」とか「正当な理由の判断の視点」「不当な差別的取扱いの具体
例」とか、どんなことを考えているのですか。

○指導室長 次長に言っていただきましたように、事務局として、この要綱の素案の検討が不十分
なままで、大変ご迷惑をおかけしているところですが、改めて不当な差別的取扱いの考え方等につ
いて、ご説明させていただきます。

まず、この要綱の目的は、港区立学校に勤務する幼稚園の教育職員と県費負担教職員、その他子
どもたちの教育に関わる職員に対する、差別解消の推進に関する要綱です。なお、不当な差別的取
扱いというものについては、児童生徒への指導に際し、障害を理由として障害者ではない方と不当
な差別的取扱いをすることによって、障害者の権利、利益を侵害してはならないということです。

さらに、合理的配慮の提供ということで、さまざまな障害者の権利、利益を侵害することになら
ないよう、当該障害者の性別、年齢と障害状態に応じて社会的な教育の実態、状況の実施について、
必要かつ合理的な配慮をしなければならないということで定めるものです。このことについて、本
来であれば今申し上げましたように、素案をもって説明をするところですが、別の機会に改めて委

員の先生方にお示しさせていただこうと考えています。

○小島委員 先ほど言いました資料1ページの右上、点線の枠の中括弧ですが、1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方では、こういうことが不当な差別になるのだという具体例が出てくると思いますし、2 正当な理由の判断の視点では、正当な理由とは何ですか。正当な理由ということは、一見不当な取り扱いに見えるかもしれないが、このような理由がある場合は、認められるという具体的な理由の例示をあげるという意味ですか。

○指導室長 こちらは判断の視点としてお示しして、現在素案を検討しているところですが、障害者に対して障害を理由として、様々なサービスの提供を拒否するような取扱いが客観的に見て正当な目的のもとで行われたもので、やむを得ないと判断できる場合に、障害者にその理由をきちんと説明して理解を得るように努めることが望ましいという文言で素案を作成しているところです。

○小島委員 健常者も障害者も平等に取扱うのが要綱の基本的な考え方ですよね。それに対して、平等に扱わない場合の例として、正当な理由がある場合は平等に扱わなくてもよいという意味ですよね。この書き方は。これから検討するということですが、どんなことが考えられますか。

○指導室長 おそらくまだそこまで踏み込んだ形ではないのですが、障害がある方が障害の種別によって、例えば特別支援学校での就学が適切であるといった判断をされた場合に、保護者の意向により通常の学級に入学したような場合は、通常の学級に備えるべき施設や環境を備えるか備えないかということが考えられます。

○小島委員 合理的配慮の基本的な考え方ですが、3 不当な差別的取扱いの具体例では、こういうことをやると不当な差別の取扱いになりますよと言って、この合理的配慮というのは、3をフォローする、バックアップするような考え方ですか。それとも、3は全く関係なくて、何か別の合理的配慮なのですか。

○指導室長 3 不当な差別的取扱いの具体例につきましては、まずは障害があることを理由に拒否をしたり、サービスの利用について異なる手順を課してしまう、本人を無視する、またはその家族等の意思に反したサービスを行うということが当たると思います。4 合理的配慮の基本的な考え方は、先ほど若干ご説明させていただきましたが、基本は、障害者も健常者もというのが基礎となっていて、合理的配慮というのは、平等に基本的自由を享有して行使するための必要かつ適当な変更及び調整というものです。それを特定の場合において必要としているもので、それが過度の負担または負担を課さないものと定義しています。先ほどの不当な差別的取扱いとは違う形で捉えるということです。

○小島委員 障害者のための差別の解消については、基本的人権の考え方からすると極めて大切な問題ですから、かなり突っ込んだ議論をしていただいてよりよい要綱をつくっていただきたいと要望しておきます。

○綱川委員 検討委員会のメンバーに委員として学校施設担当課長が入っているのは、施設面での多様性とかバリアフリーなどの関係からということですか。

○指導室長 当然バリアフリーの考え方は必要です。先ほど少し申し上げたように、児童生徒の指

導にかかわる部分で特別支援学級との関わりがありますので、配慮が必要になってくるというところから学校施設担当課長にも入っていただいたところです。

○綱川委員 例えば、今後、エレベーターをつけるとかスロープをつけるとか改修が必要になってくることにもなるので大変と思い質問しました。

○澤委員長 当然ハード面も強く関係してきますね。

○指導室長 その辺が「合理的配慮の基本的な考え方」にある程度関連してくることです。

○澤委員長 しかし、このような法律が制定されたことに伴って要綱を定めなければいけないという背景には、障害のある方から見ると不当に差別されているのではないかと思えることが多い。例えば、車椅子では通行しづらいとか社会の中で目に付くことが多々あって、単に思いやりということでは解決できないものがあるのですね。

○小島委員 このような要綱がなくても、教育関係者や区の関係者が障害のある方に対して十分に配慮するなど対応しているのですが、より確実に行われるようにということですね。きめ細かく文書で規定しておいたほうがより障害のある方への差別解消につながるだろうと思います。

○綱川委員 基本的なことでは、建築的にはハートビル法など守らなければいけない法律があります。要するに、学校は公共施設であるし、不特定多数の方が来校します。避難所になることもあるので、障害となるものについては健常者が考えてもわからないことが種々ありますから、将来的には委員の中に専門家が入ったほうが良いのではないかと思います。意見です。

○澤委員長 次長から説明がありましたように、教育委員会としての素案は、今検討委員会で具体的に作成していただいているので、素案が出てきた時点でまたいろいろご意見等いただければと思います。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

5 生涯学習推進課の12月事業予定について

6 図書館・郷土資料館の12月行事予定について

7 12月指導室事業予定について

○澤委員長 次に、「生涯学習推進課の12月事業予定について」「図書館・郷土資料館の12月行事予定について」「12月指導室事業予定について」、この3件の定例報告については配付の資料のとおりです。各案件について、ご質問ございますか。

○小島委員 12月指導室事業予定の一番最後に、進路指導主任会で「中学・高校の入試制度を踏まえた進路指導について」とありますが、先日行われた各PTA連合会との懇談会のときに、高校入試の進路指導にあたっての客観的な基準はあるのか、あるいはどうしているのかという内容の話になりました。偏差値とか模試の点数とかいろいろな意見がありました。現実には各中学校で高校の進路指導をしているわけですが、この点どうなのですか。

○指導室長 幼、小、中のPTA連合会の役員の方たちとの懇談の場では、役員の皆さんは「試験」

という言い方をされていたと思いますが、教育委員会としても学校としても進路指導においては入試に関わる部分での試験は一切しておりません。あくまでも、そこでおっしゃっていたのは、おそらく区で行っている学力調査や都・国の調査のことを「1回しかしないのでよくてわからない」という発言になったと理解しています。

ただ、この場合の進路指導は、都立高校の入試制度に関わる内申点のことや、都立の中高一貫校における適性検査のことに向けた情報交換を目指して、進路指導主任会で行うことを考えています。したがって、教育委員会としては、特に私立高校受験に関するデータを示せないというのは、ある意味やむを得ないところです。各家庭の判断で実施している塾等業者のテストの結果をもとに、相互間で相談をする機会としているというところから、それは自主的なものではないのかというお考えでおっしゃっていたと思っています。

○小島委員 「中学・高校の入試制度を踏まえた進路指導について」という内容ですが、もう少し具体的に言うと、進路指導主任会ではどんな話し合いが行われているのでしょうか。

○指導室長 今までは、中学校と高校の進路指導はもっと広い意味で、決して入試だけでなく、キャリア教育・生き方指導という面もあります。ただ、この時期に高校の入試制度について、例えば都立高校で内申点の考え方が少し変わってきたこととか、都立の中高一貫校の選考の仕方について、小学校の教員も中学校の教員もお互いに知り得ている情報が少ないのではないかということから、お互いの情報を交換し合って小中一貫教育の考え方の中で共通理解していくとしています。

主に都立高校入試に関わる内申点や都立の中高一貫校の入試に関わる適性検査は、当然学習指導要領に基づいてどういう視点で観点別の評価をしていくかが非常に大事なところで、その評価基準等の確認をして、しっかりとその学習指導要領に準拠した形で評価が行われているのかを小・中学校において共有して考えるものだと思っています。

○小島委員 三者面談などで、都立A高校を受けようと思っているのに、都立B高校のほうがよいでしょうと言われた場合は、どんな展開になりますか。

○指導室長 まず、都立高校の場合は内申点が基準になりますので、内申点に見合った筆記試験でどのくらいの力があるかということが、学校の教育活動の中で明確に客観的に図れればよいのですが、学習指導要領に準拠した形での調査であれば学校が判断する基準で十分だと思いますが、保護者にとってみると、やはり塾などの業者が行う調査の数字的なものに裏づけが欲しいということが三者面談の場で話題になるのかと思います。

ですから、学校としては、生徒が現状の授業で評価されている内容での判断しか公にできないということです。

○澤委員長 特に、中学3年生にとっては高校の入試、進路指導はとても大事なことから、保護者や本人の立場に立って進路指導の先生には対応していただきたいと思います。

それが区立中学校のよさや評価にもつながっていきますので、よろしくお願いします。

○綱川委員 先生方からの要望というのは、保護者の立場で言っただけであって、先生方からそういう要望というのは出ていないですね。

○指導室長 学校としては、実際に学力を図る手段は、あくまでも学習指導要領に準拠し観点別にその評価基準を定めて評価するということです。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

○澤委員長 本日本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉 会」

○澤委員長 わかりました。なければ、これをもちまして閉会いたします。

次回は、定例会を12月8日火曜日、午後3時から開催予定です。よろしくお願いいたします。

皆さん、お疲れ様でした。

(午前11時05分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 永 山 幸 江